

# 特定事業所集中減算の 取り扱いについて

## 資料 6

# 特定事業所集中減算とは

## 居宅介護支援事業所

【目的】 公正・中立なケアマネジメントの実施  
(サービスの依頼先が**特定の法人**の居宅サービス事業所に偏らないようにするため。)

**正当な理由なく**、居宅介護支援事業所において前6月間に作成されたケアプランに位置付けられた居宅サービス(訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、地域密着型通所介護)について、**特定の法人**によって提供されたものの占める割合が80%以上である場合に減算。

★ 毎年度2回(9月・3月)、全ての事業所が事業者自ら確認する必要があります。

# 特定事業所集中減算の判定方法

## 【判定方法】

居宅サービス(訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、地域密着型通所介護)が位置付けられた居宅サービス計画の数をそれぞれ算出し、それぞれの居宅サービスについて、最もその**紹介件数の多い法人(紹介率最高法人)**を位置付けた居宅サービス計画の数の占める割合を計算する。

(訪問介護の場合)

訪問介護の  
**紹介率最高法人**を位置付けた  
居宅サービス計画 総数

= **80%**を超える  
場合、減算

訪問介護を位置付けた  
居宅サービス計画 総数

★ 対象となる事業所の範囲は、法人単位。

# 特定事業所集中減算の判定方法

## 【具体的な例(訪問介護の場合)】

(例1) Z居宅支援事業所 訪問介護を位置付けたプラン100件

A法人	A事業所	85件	紹介率最高法人	$\frac{85}{100} \times 100 = 85\%$
-----	------	-----	---------	------------------------------------

B法人 B事業所 10件

正当な理由がなければ、減算

C法人 C事業所 5件

(例2) X居宅支援事業所 訪問介護を位置付けたプラン100件

D法人	D事業所	45件	紹介率最高法人	$\frac{85}{100} \times 100 = 85\%$
	E事業所	40件		

C法人 C事業所 10件

正当な理由がなければ、減算

# 特定事業所集中減算の正当な理由の範囲(尾道市)

1. 当該居宅介護支援事業所が特別地域居宅介護支援加算を受けている場合
2. 当該居宅介護支援事業所の判定期間の1月当たりの平均居宅サービス計画数が20件以下である場合
3. 当該居宅介護支援事業所の運営規程に定める通常の事業の実施地域内に各サービスごとの事業所が5事業所未満である場合
4. 当該居宅介護支援事業所の判定期間の1月当たりの各サービスごとの平均居宅サービス計画数が10件以下である場合
5. 次の①から③までの適切なケアマネジメントを通じ利用者の希望を勘案し複数の事業所の中から選定した結果、特定の事業者に集中している場合
  - ① 居宅サービス計画の作成に当たって、利用者によるサービスの選択に資するように居住地域のサービス事業者等のサービス内容等を適正に情報提供していること。
  - ② 提供を受けた事業者等の情報の中から、利用者の主体的かつ具体的なサービス提供事業所に関する希望があり、それを勘案した結果であること。
  - ③ ①と②の内容について、計画の作成時や変更時等にアセスメントや支援経過等の記録として適切に記載していること。

# 「特定事業所集中減算に係る届出書」記入時の注意点

【(例2)の場合】

×居宅支援事業所で訪問介護を位置付けた 総数

①訪問介護	判定期間	3月	4月	5月	6月	7月	8月	合計
	訪問介護を位置付けた 居宅サービス計画数	16	15	16	17	18	18	(A) 100
	紹介率最高法人を位置付けた 居宅サービス計画数	13	12	13	15	16	16	(B) 85
	$(B) / (A) \times 100 \rightarrow$							85.00%
	紹介率最高法人の名称	D法人			代表者名		尾道 太郎	
	紹介率最高法人の所在地	尾道市久保一丁目15-1						
	紹介率最高法人の事業所名	①	D事業所			③		
		②	E事業所			④		

D法人(紹介率最高法人)の訪問介護の位置付けた事業所を記入。(位置付けたD法人の事業所をすべて記入すること。)

D法人の事業所を位置付けた総数

# 届出の提出方法について

## 1 特定事業所集中減算の算定結果が80%を超えていた場合

いずれかのサービスが一つでも80%を超えた場合、  
正当な理由の有無に関係なく  
尾道市へ「特定事業所集中減算に係る届出書」を提出してください。  
(=必ず市へ提出してください。)

## 2 特定事業所集中減算の算定結果が80%を超えていない場合

80%を超えない場合、  
尾道市への届出は不要ですが、  
算定に使用した「特定事業所集中減算に係る届出書」を  
事業所で保管してください。(5年間の保存が望ましい。)

★ 運営指導等で確認しますので、事業所で届出書を  
保管してください。

## 届出の提出方法について

### ○ 算定結果が80%を超え、正当な理由がある場合の添付書類

「(3) 当該居宅介護支援事業所の運営規程に定める通常の事業の実施地域内に、各サービスごとの事業所が5事業所未満である場合」とする場合、**運営規程**を添付してください。

それ以外の理由に関する根拠書類の添付は不要です。  
届出書とあわせて事業所で保管してください。  
(5年間保存が望ましい。)

- ★ 運営指導等で確認するので、事業所で届出書とあわせて保管してください。
- ★ 算定結果が80%を超えない場合も、同様に保管してください。

# 特定事業所集中減算の適正な適用

## ○ 「居宅介護支援に係る特定事業所集中減算の適正な適用について」(介護保険最新情報vol. 1304)

会計検査での指摘事項から「特定事業所集中減算の適用に係る割合の計算を誤っていた主な原因について」を周知。

★ 尾道市ホームページの特定事業所集中減算ページにもリンクがあります。

各都道府県介護保険担当課（室）  
各市町村介護保険担当課（室）  
各介護保険関係団体 御中  
← 厚生労働省 認知症施策・地域介護推進課

**介護保険最新情報**

今回の内容

居宅介護支援に係る  
特定事業所集中減算の適正な適用について

計6枚（本紙を除く）

Vol.1304

令和6年8月13日

厚生労働省老健局  
認知症施策・地域介護推進課

【貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう  
よろしくお願いたします。】

連絡先 TEL：03-5253-1111（内線 3936）  
FAX：03-3503-7894

# 特定事業所集中減算の適正な適用

## 【割合の計算を誤っていた主な原因】

### ① サービスを位置付けた計画数(分母)を過大に集計

- サービスを位置付けた居宅サービス計画数には、居宅サービスごとに各月 1 人 1 件として数える。
- × 1 件の居宅サービス計画でサービスを提供する事業所が複数である場合にサービスごとに計画数を数える。
- ★ 同じサービスを複数事業所利用する場合でも「位置付けた計画数(分母)」は利用者 1 人につき1 件として数える。

# 特定事業所集中減算の適正な適用

## 【割合の計算を誤っていた主な原因】

### ② 紹介率最高法人の居宅サービス計画数(分子)の過小な集計

○ サービスを位置付けた居宅サービス計画のうち、最もその紹介件数の多い法人(以下「紹介率最高法人」という。)を位置付けた計画数を数える。

× 紹介率最高法人の運営する訪問介護事業所が複数ある場合に一部の訪問介護事業所に係る計画数しか集計していない。

× 他の市区町村に所在する同じ法人が運営する事業所に係る計画数を集計していない。

× 届出を行う居宅介護支援事業所と同一法人の事業所を除いて計画数を集計した。

★ 「紹介率最高法人を位置付けた居宅サービス計画数」(分子)は法人単位で集計する。

# 特定事業所集中減算の適正な適用

## 【割合の計算を誤っていた主な原因の具体的な例】

(例) Y住宅支援事業所

1 利用者A A法人 A事業所  
B法人 B事業所

位置付けた計画数(分母)は  
利用者1人につき1件と数える。

2 利用者B C法人 C事業所 1  
D事業所

紹介率最高法人を位置付けた  
計画数(分子)は法人単位で集計する。

3 利用者C C法人 E事業所 1

4 利用者D C法人 F事業所 1

★ 利用者Bのように同じ法人の複数の  
事業所を1人の利用者が利用する場合は  
1として数える。(法人単位で集計。)

★ 利用者Cや利用者Dのように同じ法人の  
別の事業所も集計する。

位置付けたプラン数(分母)は 4件

紹介率最高法人のプラン数(分子)は 3件